

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられ、地方消費税率についても100分の25（消費税5%のうち1%）から63分の17（消費税8%のうち1.7%）に引き上げられました。

これに伴う地方消費税交付金の増収分は、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充当します。

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

予算科目			内容	予算額
6款 地方消費税 交付金	1項 地方消費税 交付金	1目 地方消費税交付金	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	232,000
計				232,000

歳出

(単位：千円)

予算科目			事業費	財源内訳			地方消費税交 付金(社会保 障財源化分) 充当可能経費
				国県支出金	その他	一般財源	
3款 民生費	1項 社会福祉費	1目 社会福祉総務費	278,293	93,098		185,195	185,195
		4目 障害者福祉費	158,011	42,000	3,803	112,208	112,208
		5目 老人福祉費	510,224	80,122	13,288	416,814	416,814
		7目 障害者自立支援費	455,347	324,963		130,384	130,384
	2項 児童福祉費	2目 児童手当費	611,355	519,844		91,511	91,511
		3目 母子福祉費	251,462	60,691	7,772	182,999	182,999
		7目 児童発達支援費	113,740	85,303		28,437	28,437
4款 衛生費	1項 保健衛生費	2目 予防費	6,495	271		6,224	6,224
計			2,384,927	1,206,292	24,863	1,153,772	1,153,772

※1 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、地方消費税交付金の予算額（564,000千円）の17分の7に相当する額

※2 歳出事業費は扶助費、繰出金に要する経費